

医療法人 啓仁会

指定短期入所生活介護事業所

指定介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人啓仁会が開設する指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所「医療法人啓仁会介護老人保健施設所沢ロイヤルの丘短期入所生活介護事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 埼玉県所沢市北野三丁目 1 番地 1 6
- 三 定員 30人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員、看護業務兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1人（非常勤兼務 1人）
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康維持のための適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 1人以上（常勤職員）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 2人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態をチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- 五 介護職員 8人以上（うち1人以上は常勤職員）
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 栄養士 1人以上（常勤兼務、介護老人保健施設の栄養士を兼務）
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上（常勤職員）
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 調理員（給食業務を委託するため、調理員は配置しない。）
- 九 事務職員 1人以上
事務職員は、必要な事務を行う。

（指定短期入所介護等の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 30人
- (2) ユニット数及びユニットごとの利用定員
 - ・ ユニット数 3ユニット
 - ・ ユニットごとの利用定員 10人

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護施設及び介護予防短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四 短期入所生活介護従業者及び介護予防短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成）

第7条 管理者は、相当期間（概ね連続する4日間）以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者及び介護予防短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、

当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得、交付するものとする。

3 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第 8 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 滞在費 (ユニット型個室)	1 日	2, 3 4 0 円
二 送迎に要する費用 (厚生労働大臣が別に定める場合を除く)		
三 食 費		朝食 6 5 0 円 昼食 9 2 0 円 夕食 9 3 0 円
四 日用品費 (清拭・おしぼり・タオル等)	1 日	3 0 0 円
五 教養娯楽費 (レクリエーション等費用)	1 日	2 0 0 円
六 理美容代	1 回	2, 0 0 0 円
七 洗濯代 (委託)	1 ヶ月	5, 2 8 0 円

(洗濯代の代金は当施設が集金を代行いたします。)

八 各種診断料

ア 健康診断書	1 枚につき	1 7, 6 0 0 円
イ 死亡診断書	1 枚につき	1 1, 0 0 0 円
ウ 特殊診断書 (裁判用診断書、身体障害者及び国民年金診断書、自賠責保険診断書、生命保険診断書、労災補償診断書)	1 枚につき	5, 5 0 0 円
エ 領収証明書	1 枚につき (1 ヶ月)	5 5 0 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

また、前項の費用を変更する場合は、利用者又はその家族に対して、30日前までに文書で通知いたします。

(通常の送迎の実施地域)

第 9 条 通常の送迎の実施地域は、所沢市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 1 0 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第 1 1 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者は

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後のにおいても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人啓仁会担当理事と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成16年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 2月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成18年 7月18日から改定施行する。
- この規程は、平成20年11月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成21年10月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成23年10月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成28年 1月 1日から改定施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 1年10月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日から改定施行する。
- この規程は、令和 6年 6月 1日から改定施行する。